

日本循環器学会認定循環器専門医制度規則

1989年1月27日制定
1997年1月24日改定
1998年3月25日改定
2004年1月23日改定
2006年3月24日改定

1992年6月12日改定
1998年1月23日改定
2003年6月27日改定
2005年3月20日改定
2007年3月16日改定

第1章 総 則

(目的・名称)

- 第1条 この制度は、循環器学の進歩発展に即して社団法人日本循環器学会が循環器病を専攻する優れた医師を専門医として認定し、循環器病医療の向上を図り、以て国民の福祉に貢献することを目的とする。
2. 前項において認定する専門医は、日本循環器学会認定循環器専門医（以下、循環器専門医）という。
3. 循環器専門医の英文名は、Board Certified Member of The Japanese Circulation Society とする。

(運営機関)

- 第2条 この制度の維持と運営に当たるため、専門医制度委員会（以下、委員会）を置く。委員会の委員長及び委員は、理事会において選任する。
2. この委員会に次の小委員会を置く。

- (1) 認定試験委員会
- (2) 専門医実務委員会
- (3) 専門医編集委員会

認定試験委員会は、循環器専門医資格の審査を行う。専門医実務委員会は、循環器専門医認定更新の審査及び研修・研修関連施設の指定・更新審査を行う。専門医編集委員会は、『循環器専門医』を編集し、発行する。上記小委員会の委員長及び委員の選出は、委員会が推薦し、理事長が委嘱する。

(認 定)

- 第3条 理事長は、別に定める循環器専門医資格試験に合格したものに対して、理事会及び評議員会の承認を経て専門医認定証を交付する。但し、可否通知は可否決定後、速やかに行う。
2. 認定料は、30,000円とする。

第2章 循環器専門医

(資格試験)

- 第4条 循環器専門医資格認定試験は、毎年1回、筆記試験により行う。
2. 試験の施行日、申請方法等は、年ごとに本学会機関誌に公示する。

(受験資格)

- 第5条 循環器専門医資格認定試験を受験するものは、次の各項の条件をすべて満たすものであることを要する。
- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること

- (2) 申請時において本学会会員であり、かつ通算して6年以上の会員歴を有すること
- (3) 日本内科学会認定内科医、もしくはこれと同等と認められる学会認定医の資格を有すること
- (4) 6年以上の臨床研修歴を有すること。
6年のうち、3年以上は日本循環器学会（以下、本学会）指定の研修施設で研修していること。
平成16年以降に医師免許を取得したものは各認定医取得後、3年以上本学会指定の研修施設で研修していること。
但し研修関連施設においては第3章（第10条の3）に従うものとする。

(申請書類)

- 第6条 循環器専門医資格試験の受験を申請するのは、次に定める書類を提出する。

- (1) 循環器専門医資格認定審査申請書
- (2) 診療実績表
- (3) 指定施設研修終了証明書

2. 審査料は20,000円とする。

(認定更新)

- 第7条 循環器専門医は、認定を受けた年から5年を経たとき、認定更新の認定を受けなければ、引き続き循環器専門医を称することができない。
2. 認定更新は、毎回1回、本学会機関誌に申請に関する事項を公示し、書類によって審査する。
3. 認定更新料は30,000円とする。
4. 当該年度の会費納入を更新の条件とする。

(資格喪失)

- 第8条 循環器専門医は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 専門医としての資格を辞退したとき
- (2) 会員としての資格を喪失したとき
- (3) 認定更新を受けないとき

(資格停止・取消)

- 第9条 理事長は、循環器専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して、委員会、理事会及び評議員会の議を経て、循環器専門医の認定を期限付きで停止または取り消すことができる。

第3章 研修施設・研修関連施設

(研修施設・研修関連施設の指定)

- 第10条 循環器専門医の臨床研修のため、一定の診療施設を日本循環器学会認定循環器専門医研修施設及

び日本循環器学会認定循環器専門医研修関連施設として指定し、研修の指導を依頼する。

2. 研修施設または研修関連施設として適当と認めた診療施設に対しては、理事長は、理事会及び、評議員会の承認を経て、本学会指定研修施設証または研修関連施設証を交付し、本学会機関誌に公示する。

3. 研修関連施設での研修は、指定研修期間の 1/2 として計算する。

(審査)

第 11 条 研修施設及び研修関連施設の指定審査は、毎年 1 回、書類によって行う。

2. 指定は 2 年ごとに更新する。

(申請資格)

第 12 条 研修施設または研修関連施設の指定を申請する診療施設は、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

a. 研修施設の申請資格

- (1) 循環器系病床として常時 30 床以上有すること
- (2) 循環器専門医 2 名以上が常勤し、指導体制が充分であること
- (3) 研修カリキュラムに基づく研修が可能な指導体制・設備が整っていること

b. 研修関連施設の申請資格

- (1) 日本循環器学会が指定した研修施設（指定研修施設）と関係をもつこと
- (2) 循環器専門医が 1 名以上常勤すること
- (3) 指定研修施設と相談の上、研修カリキュラムの一部を受けもつこと。また、自施設でも基本的な研修が可能な設備が整っていること
- (4) 循環器系病床として、常時 15 床以上を有すること

2. 研修施設または研修関連施設の指定を受けようとする診療施設の長は、所定の申請書類を委員会に提出する。

(資格喪失)

第 13 条 指定研修施設及び指定研修関連施設は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 研修施設または研修関連施設としての指定を辞退したとき
- (2) 研修施設または研修関連施設としての指定更新を受けないとき
- (3) 第 12 条の規定に該当しなくなったとき

(指定取消)

第 14 条 理事長は、委員会において指定研修施設または研修関連施設として不適当と認められたものに対して、理事会、評議員会の承認を経て研修施設または研修関連施設の指定を取り消すことができる。

第 4 章 会 議

(招 集)

第 15 条 会議は、委員長又は小委員会委員長が招集する。ただし、構成員の 3 分の 1 以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長は直ちに

に臨時委員会を招集しなければならない。

(定 足 数)

第 16 条 会議は構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

(通 知)

第 17 条 この規則の実施に関して、委員会及び理事会において決定された事項は、機関誌に公示し、会員に通知する。

第 5 章 補 則

(改 廃)

第 18 条 この規則の改廃は、理事会の議決により、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

(細 則)

第 19 条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

(経過措置)

第 20 条 経過措置に関する施行細則は、別に定める。

(施 行)

第 21 条 この規則は、1989 年 4 月 1 日から施行する。

(事 業)

第 22 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 『循環器専門医』の刊行

1. 第 4 条に規定する資格試験は、1990 年から実施する
2. 第 3 章研修関連施設に関する規定は、1991 年から実施する。